

# 古サルデーニャ語の契約文書における「規定」 を意味する不定詞と非従属節化\*

金澤 雄介

## 1. はじめに

サルデーニャ語における不定詞節は主節動詞に対して従属的な位置づけにある (Jones 1993, Mensching 2017, Groothuis 2020 etc.)。すなわち不定詞の主語は主節動詞と同一であり、主節によってコントロールされている。しかし、11~13 世紀に教会で作成された古サルデーニャ語の文書（コンダーゲ）では、主に条件文の帰結節において不定詞が単独で主節の動詞のようにふるまい、「規定（～すること／～するように）」の意味を表し、また明示的な主語をともなう例が観察される。本研究では、このような不定詞の形態統語論的特徴について考察する。

主節の動詞のようにふるまう不定詞についての先行研究として Virdis (2002) がある。しかしながら Virdis (2002) では、当該の不定詞がどのような意味を持っているか、通常の条件文における帰結節に現われる定動詞との統語的、意味的な差異についての具体的な言及はない。

本研究では、主節の動詞のようにふるまい「規定」を意味する不定詞は、非屈折不定詞 (non-inflected infinitive) であると考えられることを示す。非屈折不定詞とは、明示的な主語をともなうが、主語と一致する屈折語尾を持たない不定詞を指す。その根拠として、非屈折不定詞の特徴である、不定詞の主語が不定詞の後ろに置かれることを論じる。

また、上述のような不定詞は、「非従属節化 (insubordination)」(Evans 2007) によって生じたことを示す。非従属節化とは、「形式的には従属節に見えるものの、慣習化された主節の用法」を意味する。本研究では、「～することを命じる」のような意味を持つ、不定詞をコントロールしていた主節動詞が非従属節化によって省略された結果、従属節の不定詞があたかも主節の動詞のようにふるまうようになったと主張する。この見方は、不定詞が常に「規定」という意味を持つ、つまり慣習化されていることによって支持される。慣習化は、非従属節化における特徴のひとつである。

本研究では古サルデーニャ語文献として *Condaghe di San Pietro di Silki* (CSPS) の Soddu / Strinna (2013) による校訂本と、*Condaghe di Santa Maria di Bonarcado* (CSMB) の Virdis (2002) による校訂本を用いる。CSPS は 11~12 世紀にログドーロ方言で書かれ

\* 本稿は、日本ロマンス語学会第 61 回大会（2023 年 5 月 14 日 明治学院大学）における口頭発表資料に加筆、修正を施したものである。また本稿は JSPS 科研費（課題番号：19K00563 「未記述方言の形態統語論から見たサルデーニャ語の歴史的・類型論的研究」による研究成果の一部である。

本稿の執筆にあたって、2 名の匿名の査読者から貴重なコメントをいただいた。この場を借りて感謝申し上げたい。本稿に残された不備や誤りはすべて筆者の責任である。

た。CSMB は 12 世紀にログドーロ方言とカンピダーノ方言の中間的な特徴を持つアルボレア方言で書かれた文書である。コンダーゲ (condaghe) とは、教会で作成された文書を指す。コンダーゲには、訴訟、土地売買、領土の分配、財産の寄進、物々交換などが記録された。

本稿の構成は以下の通りである。第 2 節で古サルデニヤ語における「規定」を意味する不定詞に関する先行研究を概観する。第 3 節で古サルデニヤ語における「規定」を意味する不定詞の実例を観察する。そしてこれらの例は非屈折不定詞であると考えられることを示す。第 4 節で、「規定」を意味する不定詞は、「非従属節化」によって生じたことを、「慣習化」という特徴に着目しつつ示す。第 5 節はまとめである。

## 2. 先行研究概観—Virdis (2002)

古サルデニヤ語における単独で主節の動詞のようにふるまう不定詞について言及している先行研究は、筆者が知る限り Virdis (2002) のみである。本節では、Virdis (2002) における、条件文の帰結節に単独で現れる不定詞についての考察を概観する。加えて、これに関連がある現象として補文標識の反復についても触れる。

Virdis (2002: 202) は、*Condaghe di Santa Maria di Bonarcado* に観察される (1) の文を分析している。(1) は、土地の交換についての合意に関する条件について書かれたものであり、si 「もし」を含む条件文になっている。この条件文の帰結節に不定詞 (d')*ispiiare(mila)* 「解放する」が見られる：

- (1) bocando=nde de si 'nde kertavat neunu homine mortale  
separate.GER=there COMP if there litigate.IMPF.3SG no one man mortal  
o isse, d'=ispiiare=mi=la a ssanta Maria... (CSMB 11<sup>1</sup>)  
or he COMP=liberate.INF=me=it for St. M.

「もし、誰かまたは彼 (Gantine Usai) 自身が訴訟を起こせば、私はその土地 (terra dessa funtanas albas) を Santa Maria のために解放し、国に 1 アルジェントを支払わなければならない、という条件で (上記の交換はおこなわれた)」

Virdis (2002: 202) における (1) のイタリア語訳では、*ispiiare* は義務的モダリティを表す助動詞 *dovuto* ( $\leftarrow$  *dovere*) を用いて ‘avrei dovuto risolvere’ と訳されており、本研究で言うところの土地の交換に関する取り決め、すなわち「規定」の意味を持つと解釈できる。しかしながら Virdis (2002) では、(1) における不定詞 *ispiiare* と通常の条件文における帰結節に現われる定動詞との統語的、意味的な差異についての具体的な言及はない。

その一方で Virdis (2002: 202) は (1) の構造について別の観点から分析している。(1) の文頭に見られる *bocandonde de* 「～という条件で」<sup>2</sup>の前置詞 *de* について、‘introduce

<sup>1</sup> 例文の末尾の数字は、古サルデニヤ語文献 CSPS、CSMB それぞれの節番号を指す。

<sup>2</sup> *bocando* は *bocare* 「分ける、免除する、引き出す」のジェルンディオの形で、*nde* は場所を

la proposizione oggettiva implicita」「暗黙の目的語文を導入する」としている。おそらく、*de* が条件文を導入する機能を持つととらえているのであろう。続けて Virdis は、「con iterazione della preposizione per incassamento dell'ipotetica」「条件節の埋め込みのための前置詞の反復」と述べている。「前置詞の反復」とは、*d'ispiaremila* の *de* のことを指している。つまりこの *de* は文頭の *bocandonde de* と同一のもので、条件節 *si 'nde kertavat neunu homine mortale o isse* が 2 つの *de* の間に埋め込まれていると述べていると思われる。この *de* は品詞的な分類としては前置詞であるが、形態統語論的な機能としては補文標識であると言える。この点については 3.1 節で詳しく考察する。なお (1) のように、2 つの補文標識の間に条件節が埋め込まれるという現象は、「補文標識の反復」(complementizer doubling)、あるいは「再補文化」(recomplementation) と呼ばれ、2 つの補文標識の間の要素をトピック化あるいはフォーカス化する機能があるという (Ledgeway 2016: 1018)<sup>3</sup>。

ここで帰結節に現われる不定詞についての議論に戻ろう。他のロマンス諸語と同様、古サルデーニャ語では通常、条件文の帰結節には不定詞ではなく定動詞が現れる。例えば (2) に示すように、帰結節には定動詞である接続法現在 *appat* が現れ、「規定」の意味を表すことはない：

- (2) <si morit fiiu meu eniu, appat=ila totta sa parthone  
 if die.PRES.3SG son my widower have.SUBJ.PRES.3SG=it all the property  
 scu. Petru pro anima mea> (CSPS 85)  
 St. P. for soul my

「もし私の息子が未婚のまま死んだら、私の魂のためにすべての財産を St. Petru が持つだろう」

また、次節以降に示すように、「規定」を意味する不定詞は *de* をともなわないケース、不定詞の主語をともなうケースなど、条件文以外にも様々な構文で現れる。したがって

表すクリティックであるが、Virdis (2003: 75) のイタリア語訳では ‘con la clausola’ 「～という条件で」と訳されている。

<sup>3</sup> 日本ロマンス語学会での発表後に鈴木信五氏から、補文標識の反復は古イタリア語など他のロマンス諸語にも観察されることをご教示いただいた。イタロ・ロマンス諸語における補文標識の反復の研究として Munaro (2016) が、現代ヨーロッパポルトガル語においては Mascarenhas (2015) がある。Munaro (2016: 216) によると、古イタリア語において補文標識の重複が観察される。(i) では、2 つの補文標識 *che* によって条件節 *se egli avvenne ch'io muoja* が埋め込まれている：

(i) ...ti priego che, se egli avviene ch'io muoja, che le mie cose ed ella ti sieno raccomandate.

「もし私が死んだら、私と彼女のものはあなたに託されることを私は願います」

(Vincent, N. (2006) : « Il problema del doppio complementatore nei primi volgari d'Italia »、パドヴァ大学における口頭発表資料（筆者未見）における *Decameron*, 2, 7, 84 からの引用)

補文標識の反復、再補文化については機会を改めて論じたい。

「規定」を意味する不定詞の形態統語論的特徴について明らかにするために、古サルデーニャ語文献に現われる様々な事例を詳細に観察、分析することが必要となる。

### 3. 古サルデーニャ語の「規定」を表す不定詞

本節では、古サルデーニャ語における「規定」を意味する不定詞の実例を考察する。3.1 節では「規定」を意味する不定詞は非屈折不定詞 (non-inflected infinitive) であることを示す<sup>4</sup>。その根拠として、不定詞の主語が不定詞の後ろに現れること、補文標識 *de* をともなうことがあることを示す。そして 3.2 節では非屈折不定詞が主節動詞をともなうことがあることを示す。

#### 3.1 非屈折不定詞

(3) では、*beninde kinde ... Seue* が「～の場合には」を意味する条件節になっている<sup>5</sup>。そしてそれに続く帰結節には定動詞は観察されず、不定詞 *auer(sinde)* 「持つ」が主節の動詞のような役割を担っている。この *auer(sinde)* は、直前の条件節で提示された条件が満たされた場合に、財産を「持つこと」という規定を表す。また、不定詞の後ろには不定詞の主語である *scu. Petru de Silki* が観察される<sup>6</sup>：

- (3) et    *beni=nde*    *ki=nde*              *kertaret*                      *neunu*    *donnu*    *ki*    *ui*  
and    good=there    COMP=there    litigate.SUBJ.IMPF.3SG    no one    man    REL    there

<sup>4</sup> 単独で主節の動詞のようにふるまい、「規定」を意味する非屈折不定詞は、CSPS では 13 例、CSMB では 3 例観察された。

<sup>5</sup> *beninde kinde* は *bene* 「良い」と補文標識 *ki* にそれぞれ場所を表すクリティック *nde* がついた接続詞と解釈できる(形態的にはイタリア語 *benché* に対応する)。Soddu and Strinna (2013: 329) では ‘qualora’ を用いてイタリア語訳していることから、ここでは条件節を導く機能を持つと考えたい。

<sup>6</sup> 「規定」を意味する不定詞の主語は常に明示的に現れるわけではなく、文脈に依存することもある。(ii) では、不定詞 *torrare* 「返す(渡す)」の主語は明示されていないが、文脈から判断してこの文の直前に現われる、「私」と取引した人物である *Barusone de Nurki* が主語であると考えられる：

- (ii) *Comporait Istephane Unkinu a Barusone de Nurki sa parte sua de=ssu buy.PF.3SG I. U. from B. of N. the part his of=the saltu de Conca maiore, et ego dei=vi=li .II. vaccas in .VIII. sollos, land of C. M. and I give.PF.1SG=there=him 2 cows in 8 sollos in fine de si lu perdea custu, de torrare=mi saltu ante in condition COMP if it lose.IMPF.1SG this COMP return.INF=me land in sicut (CSPS 255)  
exchange*

「Istephane Unkinu は Barusone de Nurki から Conca maiore の土地のうち彼の区画を買った。そして私 (Istephane Unkinu) は次の条件で 8 ソルドの 2 頭の雌牛を彼 (Barusone de Nurki) に与えた：もし私がこれ(土地)をなくしたら、(Barusone de Nurki は)代わりに(別の)土地を私に渡すこと」

ait in sa domo de Seue, [...] d'=auer=si=nde bene de=ssa  
 have.PF.3SG in the house of S. COMP=have.INF=REFL=there property of=the  
 domo d'=Usune scu. Petru di Silki... (CSPS 408)  
 house of=U. St. P. of S.

「Seue の家にいた人、または我々がおこなったこの交換のための他の人が訴訟を起こした場合は、St. Petru di Silki が Usune の家の財産を持つこと」

(4) では、不定詞 esser と auer が帰結節に単独で現れている。si に導かれる条件節に示された条件が満たされた場合に、子どもはすべて St. Petru のものであり、Mariane は親権を持たないという「規定」を意味する。また、不定詞 esser の主語 tottu と auer の主語 Mariane はそれぞれ不定詞の後ろに現れる：

(4) e dassaimus=ilos umpare, in fine de si fakean fetu umpare  
 and leave.PF.1PL=them together in condition of if make.IMPF.3PL child together  
 d'=esser tottu de scu. Petru, e de non bi auer bias  
 COMP=be.INF all of St. P. and COMP not there have.INF rights  
 Mariane (CSPS 43)

M.

「私たちはともに以下の条件で彼らのもとを去った。もし彼らが子どもを作ったら、それはすべて St. Petru のものであり、Mariane は親権を持たないこととする」

(5) も同様に、不定詞 ispiiare は条件文の帰結節に単独で現れ、「免除する」という規定を意味する。ispiiare の主語は issos「彼ら」であり、やはり不定詞の直後に現われる：

(5) in placitu de si mi=nde kertauat alikis, o frate suo,  
 in promise COMP if me=there litigate.IMPF.3SG someone or brother his  
 o istraniu, d'=ispiiare=la issos a scu. Petru (CSPS 220)  
 or stranger COMP=liberate.INF=it they to St. P.

「もし、彼の兄弟や他人など、誰かが私に訴訟を起こしたら、彼らは Petru をそれ(=要求)から免除する、という同意のもと」

上の (3) ~ (5) で見たように、「規定」を意味する不定詞はその後ろに主語をともなうことができる。また (5) の人称代名詞 issos が示すように、不定詞の主語は形態的に主格である。このような観察結果に基づき以下では「規定」を意味する不定詞の性質について議論する。

サルデーニャ語には、明示的な主語をともなうが、人称語尾を持たない不定詞が存在する。このような不定詞は非屈折不定詞 (non-inflected infinitive) と呼ばれる (Jones 1992,

1993, Mensching 2017, Kanazawa 2023, etc.)。以下に古ログドーロ方言の例を示す。(6) における非屈折不定詞 battuier 「持つて来る」、(7) における batture 「持つて来る」の主語はそれぞれ主格の人称代名詞 isse 「彼」、ego 「私」であり、常に不定詞の後ろに現われる。またこれらの例では非屈折不定詞を導く補文標識 a に加えて、主節の動詞 iudicarun が観察される。したがって非屈折不定詞は補文節に置かれていると言える：

- (6) Issara li iudicarun a battuier isse destimonios ca los  
 then him order.PF.3PL COMP bring.INF he testimonies COMP them  
 coiuuaramus a boluntate de pare... (CSPS 204)  
 marry.PLUPF.1PL to agreement of both

「それから彼らは彼に、私たちが双方の合意のもとで彼らを結婚させたという証明を持つて来るよう命じた」

- (7) Judicarun=imi a batture ego destimonios ka los kanbiarun  
 order.PF.3PL=me COMP bring.INF I testimonies COMP them exchange.PF.3PL  
 a pecuiare (CSPS 409)  
 as property

「彼らは、財産を交換したという証明を私が持つてくるよう命じた」

また、(3) ~ (5) の例で「規定」を意味する不定詞の前に de が現れることを見た。非屈折不定詞の主語は主節の主語とは異なり、独立した節を形成する。よって、(3) ~ (5) の不定詞の前の de は (6) と (7) における a と同様に、補文標識であると考えられる。以上の考察から本研究では、上で見た条件文の帰結節に単独で現われ、「規定」を意味する不定詞は非屈折不定詞であると主張する。

ただし、「規定」を意味する不定詞が補文標識 de をともなわないケースも観察される。(8) の不定詞 torrare(si) 「返す」は従属節 pus co aet morre をともなう主節に現れ、「返されること」という規定を意味しているが、不定詞の前に補文標識 de は現れない：

- (8) e ppus co aet morre torrare=si a sscu.Petri (CSPS 252)  
 and after COMP have.PRES.3SG die.INF return.INF=REFL to St. P.  
 「そして彼が死んだ後、(それらの財産は) St. Petru に返されること」

以下の (9) でも de は現れない。非屈折不定詞 pacare 「支払う」は帰結節に単独で現れ、「支払うこと」という「規定」を意味する：

- (9) Et si mi=nde kertauat isse, o fios suos, o nepotes suos, o neunu  
 and if me=there litigate.IMPF.3SG he or sons his or nephews his or some

homine de=ssu mundu, per neunu tempus de=ssu mundu, pacare a=ssu  
man of=the world for some time of=the world pay.INF to=the  
Rennu [...] bisantis .c. de dinaris Junuinos minutos (CSPS 438)  
treasury bisantis 100 of dinaris J. small

「それでもし彼、または彼の息子や孫、ほかの人間がいつか私に訴訟を起こしたら、国庫に 100 ビザンティスを小ジェノヴィーノ金貨で支払うこと」

以上の観察から、補文標識は非屈折不定詞を導く要素であるものの、義務的ではないことがわかる。

### 3.2 主節動詞に支配される「規定」を意味する不定詞

本節では、3.1 節で示したような条件文の直前に、帰結節を支配する主節動詞が現れる例を示す。そしてこのような構文は、主節動詞が非屈折不定詞を従える構文と同一の構造をしていることを示す。

(10) に現われる帰結節の不定詞 dare「与える」は条件節 si...fios で示された条件を満たした場合の「規定」を意味する非屈折不定詞と解釈できる。また、dare の主語 sos fios 「息子たち」は不定詞の後ろに現れている。また文頭から 2 語目の posit は「命じる」という意味を持つ動詞である。この posit は、帰結節における dare を支配する主節動詞と解釈することが可能である。言い換えると、非屈折不定詞 dare は posit を主節動詞とする不定詞補文の位置にあることになる。また (10) では、si に導かれる条件節は、主節動詞 posit と不定詞補文の間に挿入的に埋め込まれていると解釈できる：

(10) Et posit, si a=ssa morte non pariat bonu a=ssos fios,  
and order.PF.3SG if to=the death not seem.IMPF.3SG good to=the sons  
dare sos fios parzone d'=unufiu de onnia cantu eti  
give.INF the sons part of=a son of every as much as have.PF.3SG  
lassare... (CSMB 31)  
leave.INF

「もし彼の死にあたって、息子たちにそれが正しいように思われなければ、息子たちは、彼が残したもののうち、ひとりの息子の分け前を寄進することを彼は命じた」

次の (11) にも (10) と同様、主節動詞をともなう非屈折不定詞が現れる。帰結節の dare は文頭から 2 語目の poserun を主節動詞とする不定詞補文と解釈でき、条件節 si...pro 'ssos は主節動詞と非屈折不定詞の間に埋め込まれている。また (11) では条件節の直前に de があるが、これは不定詞補文を導く補文標識と考えられる。これまでに示した (1)、(3) ~ (5) で非屈折不定詞の直前に現わっていた de と同一の機能を持つ要素であると言える：

(11) Et poserun=imi in pena de si mi=nde kertauant per neunu  
and order.PF.3PL=me in penalty COMP if me=there litigate.IMPF.3PL for no  
tempus, o issos o neunu homine pro 'ssos, dare a=ssu rennu issos  
time or they or no man for them give.INF to=the treasury they  
.iijj. libras d'=argentu... (CSPS 10)

4 libras of=silver

「もし彼らもしくはほかの誰かが彼らのために万が一私に訴訟を起こしたら、彼らは国庫に 4 リブラを支払うことを、罰として、彼は私に命じた」

以上の考察から、「規定」を意味する非屈折不定詞には、単独で用いられ、それ自身が主節動詞のようにふるまう例に加え、主節動詞によって支配されている例が存在することがわかる。

(10) と (11) と同一の構造を持つが条件節の埋め込みがない、よりシンプルな構文として、「命じる」を意味する posit が補文に非屈折不定詞を従える例が確認される。(12) における bature は主節動詞 poserun の補文節に現われる非屈折不定詞である。その後ろに現われる nois は bature の主語であり、主格である。同様に、(13) の iurari は主節動詞 poserus の補文節に現われる非屈折不定詞であり、iurari の主語はその後ろの homines VIII de sa villa ki furunt senekes である。このように、(12)、(13) の構文は上で示した (10)、(11) と同一の構造を持つ：

(12) et poserun=ilis a pasca deMaiu a bature nois sos destimonios  
and order.PF.3PL=them in Pasqua of May COMP bring.INF we the testimonies  
(CSPS 394)

「そして彼らは、5 月の復活祭の日に私達が文書を持って来ることを命じた」

(13) Poserus ad iurari homines VIII de sa villa ki furunt  
order.PF.1PL COMP swear.INF men 8 of the village REL be.PF.3PL  
senekes (CSMB 100)  
old

「私たちは村の年老いた 8 人の男に誓うよう命じた」

しかしながら、(12)、(13) の構文と、3.1 節の (3) ~ (5) における規定を意味する非屈折不定詞を含む構文と間には相違点もある。(12)、(13) で不定詞の直前に現われる補文標識は de ではなく a(d) である。一方、(3) ~ (5) のような条件文の帰結節に現われる不定詞の前に a(d) が現れる事例は観察されなかった。

#### 4. 非従属節化

3.2 節で、「規定」を意味する非屈折不定詞が主節動詞に支配される例を見た。一方で、3.1 節で見た例では、主節動詞がなく、非屈折不定詞が単独で主節の動詞のようなふるまいをしている。本研究では、主節の動詞のようなふるまいを見せる非屈折不定詞について、「非従属節化」の観点から考察する。そして主節の動詞のようなふるまいを見せる非屈折不定詞は、不定詞を支配する主節動詞の省略によって生じたと結論づける。

非従属節化 (insubordination) とは、Evans (2007: 367) によると、「the conventionalized main clause use of what, on *prima facie* grounds, appear to be formally subordinate clauses」「表面上の根拠をもって形式的には従属節に見えるものの、慣習化された主節の用法」を意味する<sup>7</sup>。非従属節化を受けた構文には、不定詞の独立的な用法、接続法の主節における用法、従属節に特有の語順や補文標識などが観察されるという (Evans 2007: 377f.)。また、非従属節化の主要な機能として、命令、許可などがあるとされている (Evans 2007: 387)。

Evans (2007: 366–367) では、ロマンス諸語における不定詞の非従属節化の例として、(14) のイタリア語の例が挙げられている。この例では不定詞が単独で用いられることで、「命令」を意味する<sup>8</sup>：

- (14) Alzarsi, porci, avete capito? Rifare i letti, ma presto! Pulirsi le scarpe<sup>9</sup>  
「起きなさい、豚たち、分かった？ベッドを整えろ、早く！靴を磨け」

ここで、3.2 節で示した古サルデーニャ語における「規定」を意味する非屈折不定詞を、非従属節化に沿って考察してみよう。以下の (15) に 3.2 節で示した (10) を再掲する。(15) では、非屈折不定詞 dare は主節動詞 posit をともなう。よって dare は不定詞補文、つまり従属節内に位置している。したがってこの文では非従属節化は生じていないといえる：

- (15) Et posit, si a=ssa morte non pariat bonu a=ssos fiios,  
and order.PF.3SG if to=the death not seem.IMPF.3SG good to=the sons

<sup>7</sup> 日本語にも「非従属節化」は観察され、「言いさし文」という名称がつけられている（白川 2009）。

<sup>8</sup> Evans (2007: 370) によると、非従属節化は次の 4 つの段階を経るという。(1) 従属節、(2) 主節の省略（復元される主節はどんなものでもよい／どんな主節でも省略可能）、(3) 慣習化された省略（省略された要素（=主節）の制限的な解釈）、(4) 主節への再解釈（従属節における、慣習化された主節の用法／省略された主節の復元は不可能）。しかしながら、古サルデーニャ語文献からは非従属節化の過程について考察するための十分なデータが得られないため、本研究では考察の対象外とする。

<sup>9</sup> Evans (2007: 366) における P. Levi, La Tregua: 14 (Morretti, G. B / Orvieto, G. R. (1979) : *Grammatica italiana, vol. 2 : Il verbo*. Benucci. 筆者未見)からの引用。

dare sos fios parzone d'=unufiu de onnia cantu eti  
 give.INF the sons part of=a son of every as much as have.PF.3SG  
 lassare... (CSMB 31)  
 leave.INF

「もし彼の死にあたって、息子たちにそれが正しいように思われなければ、息子たちは、彼が残したもの、土地、ぶどう畠、土地、家のうち、ひとりの息子の分け前を寄進することを彼は命じた」((10) の再掲)

次に、3.1 節で示した (3) を以下の (16) に再掲する。(16) では、不定詞 auer(sinde) 「持つ」が単独で現れ、主節の動詞のような役割を担っている。この現象については、非従属節化によって、「～することを命じる」のような意味を持つ本来の主節動詞が省略された結果、従属節の非屈折不定詞 auer(sinde) が主節動詞のようにふるまうようになったと説明することができる：

(16) et beni=nde ki=nde kertaret neunu donnu ki ui  
 and good=there COMP=there litigate.SUBJ.IMPF.3SG no one man REL there  
 ait in sa domo de Seue, [...] d'=auer=si=nde bene de=ssa  
 have.PF.3SG in the house of S. COMP=have.INF=REFL=there property of=the  
 domo d'=Usune scu. Petru di Silki... (CSPS 408)  
 house of=U. St. P. of S.

「Seue の家にいた人、または我々がおこなったこの交換のための他の人が訴訟を起こした場合は、St. Petru di Silki が Usune の家の財産を持つこと」(3) を再掲)

(16) では、不定詞補文を導く補文標識 de が非屈折不定詞の直前にある。一方 (17) のように補文標識がないケースも観察される。このように、非従属節化が生じた結果補文標識が残存するケースと、主節動詞とともに省略されるケースがある：

(17) e ppus co aet morre torrare=si a sscu.Petu (CSPS 252)  
 and after COMP have.PRES.3SG die.INF return.INF=REFL to St. P.  
 「そして彼が死んだ後、(それらの財産は) St. Petru に返されること」((8) を再掲)

以上に見たように本研究では、単独で主節の動詞のようにふるまい、「規定」の意味を持つ非屈折不定詞は、非従属節化によって生じたと主張する。この主張を支持する根拠として、非従属節化を受けた非屈折不定詞の意味に着目したい。古サルデーニャ語では、非従属節化の結果、主節の動詞のようにふるまう非屈折不定詞は、*posit* のような「命じる」を意味する主節動詞の省略にともない、主節動詞が表す意味が潜在的に示されるようになった結果、常に「規定」の意味を持つ。つまり Evans (2007) が提案した非従属節

化の定義に含まれる ‘the conventionalized main clause use’ 「慣習化された主節の用法」に合致するといえる。

## 5. まとめと展望

本研究では、古サルデーニャ語における「規定」を意味する不定詞の形態統語論的特徴について考察をおこなった。考察の結果、主に 2 つの主張を提示した。そのひとつは古サルデーニャ語において主節動詞のようにふるまい、「規定」の意味を表す不定詞は、非屈折不定詞であると考えられることである。その根拠として、非屈折不定詞の特徴のひとつである、不定詞の主語が義務的に不定詞の後ろに置かれることを挙げた。もうひとつの主張は、主節動詞のようにふるまう非屈折不定詞は、非従属節化によって、本来の主節動詞の省略によって生じたことである。非従属節化が生じたと考える根拠として、非屈折不定詞は常に「規定(～すること／～するように)」の意味に解釈できることから、非従属節化の定義に含まれる「慣習化された主節の用法」に該当することを挙げた。

一方で残された問題もある。本研究では、非屈折不定詞を導く *de* は補文標識であるという見方を示した。これに関連して、(12) や (13) のような、条件節の埋め込みがない、よりシンプルな構文に現われる非屈折不定詞は *de* ではなく必ず *a(d)* によって導かれるが、条件文の帰結節に現われる非屈折不定詞における補文標識は常に *de* であり、*a(d)* を補文標識とする例は観察されなかった。このように、非屈折不定詞を導く 2 種類の補文標識に相補的な分布が見られる。この点について Jones (1993: 260) は、現代サルデーニャ語における不定詞補文を導く補文標識について ‘In many cases the choice between *a* and *de* is largely arbitrary and subject to dialectal or ideolectal variation’ 「多くのケースにおいて *a* と *de* の選択はほとんど恣意的で、方言や個人の差異に左右される」と述べている。古サルデーニャ語における補文標識としての *de* と *a* の機能と分布、さらには (8) のような補文標識の省略にまつわる問題については、今後の課題としたい。

最後に、現代サルデーニャ語における非従属節化について触れておきたい。現代サルデーニャ語では例えば (18) のように、不定詞が漠然とした人物を対象とした命令、勧誘の意味を持つことがある (Jones 1993: 29, Pisano and Remberger 2022: 325)。この場合不定詞は *a* をともなう：

- (18) A la trattare bene!

COMP her treat.INF good

「(人々が) 彼女をよく扱うように！」(Jones 1993: 29)

Jones (1993: 29) によると、(18) に見られる *a* は、不定詞補文を導く補文標識（もしくは前置詞）であり、当該の文は本来は *kerrere* 「欲する」などの主節動詞の従属節として用いられるという。したがって、(18) は (19) における主節動詞の省略、つまり非従属節化によって生じたといえる：

(19) Keljo a la trattare bene.

want.PRES.1SG COMP her treat.INF good

「私は（人々が）彼女をよく扱ってほしい」(Jones 1993: 29)

今後は、現代サルデニヤ語やほかのロマンス諸語の事例も視野に入れつつ、非屈折不定詞の形態統語論的特徴、そして非従属節化との関連についてさらなる考察を進めたい<sup>10</sup>。また本研究で古サルデニヤ語の文献資料として使用したコンダーゲは、教会によって作成された訴訟、土地売買、領土の分配、財産の寄進、物々交換などについての記録文書である。「規定」の表現方法とそれにともなう非従属節化の役割および機能について、コンダーゲにおける文体的特徴の観点からも分析する必要があるだろう。

#### 略号一覧

COMP:	補文標識	GER:	ジェルンディオ	IMPF:	未完了過去	INF:	不定詞
PF:	完了	PL:	複数	PLUPF:	大過去	PRES:	現在
REFL:	再帰代名詞	REL:	関係代名詞	SG:	単数	SUBJ:	接続法
1-3:	人称						

#### 参考文献

- Evans, N. (2007) : « Insubordination and its uses », Nikolaeva, I. (ed.) *Finiteness*, Oxford University Press. pp. 366–431.
- Groothuis, Kim A. (2020) : « Gli infiniti flessi sardi nelle strutture a controllo », Remberger, E.-M. / Virdis, M. / Wagner, B. (ed.), *Il sardo in movimento*, Vienna University Press, pp. 151–168.
- Jones, M. A. (1992) : « Infinitives with specified subjects in Sardinian », Laeufer, Ch. / Morgan, T. A. (ed.), *Theoretical Analyses in Romance Linguistics. Selected papers from the Linguistic Symposium on Romance Languages XIX*, John Benjamins, pp. 295–309.
- Jones, M. A. (1993) : *Sardinian Syntax*, Routledge.
- Kanazawa, Y. (2023) : « Diacronia dell’infinito flesso e non-flesso nel sardo logudorese e campidanese », Corbella, D. / Dorta, J. / Padrón, R. (ed.), *Perspectives de recherche en linguistique et philologie romanes I, Actes du XXXe Congrès International de Linguistique et de Philologie Romane (La Laguna,*

<sup>10</sup> 不定詞が単独で用いられ、それが「規定」を意味するという事例は、古ポルトガル語にも観察される。Martins (2001: 215) によると、12世紀から16世紀の法律文書における古ポルトガル語では、屈折不定詞が条件文の帰結節に現れ、「命令」、「規定」などを意味するという。(iii) では、屈折不定詞 3人称単数 ualer 「価値がある」が条件文の帰結節に単独で現れている。そしてその主語は ualer の後の seu plazo 「彼女の契約」である：

(iii) e se achassem que Moor Eanes siia no plazo  
and if find.SUBJ.IMP.F.3PL COMP M. E. be.SUBJ.PRES.3SG in the contract  
con seu marido ualer=lj seu plazo  
with her husband be valid.INF.3SG=her her contract

「そしてもし Moor Eanes が彼女の夫とともに契約をしていることを彼らが見つければ、彼女の契約は効力を持つことになる」(古ポルトガル語 法律文書 1273年) (Martins 2001: 215)

4-9 juillet 2022), SLR / ELiPhi, pp. 161–170.

Ledgeway, A. (2016) : « Clausal complementation », Ledgeway, A. / Maiden, M (ed.), *The Oxford Guide to the Romance Languages*, Oxford University Press. pp. 1013–1028.

Martins, A. M. (2001) : « On the Origin of the Portuguese Inflected Infinitive », Brinton, L. J. (ed.), *Historical Linguistics 1999*, John Benjamins. pp. 207–222.

Mascarenhas, S. (2014) : « Complementizer doubling in European Portuguese », *Rivista di grammatica generativa*, 36, pp. 105–116.

Menschling, G. (2017) : « Infinitival clauses », Dufter, A. / Stark, E. (ed.), *Manual of Romance Morphosyntax and Syntax*, Walter de Gruyter, pp. 369–396.

Munaro, N. (2016) : « A diachronic approach to complementizer doubling in Italo-Romance and the notion of downward reanalysis », *Rivista di Grammatica Generativa*, 38, pp. 215–228.

Pisano, S. / Remberger, E.-M. (2022) : « Modes et modalités en sarde », Haßler, G. (ed.), *Manuel des modes et modalités*. Walter de Gruyter, pp. 321–347.

白川 博之 (2009) : 『「言いさし文」の研究』 くろしお出版.

Soddu, A. / Strinna, G. (ed.) (2013) : *Il Condaghe di San Pietro di Silki*, Ilisso.

Virdis, M. (ed.) (2002) : *Il Condaghe di Santa Maria di Bonarcado*, CUEC.

Virdis, M. (ed.) (2003) : *Il Condaghe di Santa Maria di Bonarcado*, Ilisso.

(最終原稿受理日 2024 年 4 月 8 日)

(かなざわ ゆうすけ / 近畿大学)